

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

| 決算特別委員会会議録（５）                                                                           |                                                                                                                                                                     |      |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|
| 日 時                                                                                     | 令和４年１０月　６日（木）                                                                                                                                                       | 開　　議 | 午後　１時００分 |
|                                                                                         |                                                                                                                                                                     | 閉　　会 | 午後　４時２７分 |
| 場　　所                                                                                    | 第２委員会室                                                                                                                                                              |      |          |
| 議　　題                                                                                    | 継　続　審　査　案　件                                                                                                                                                         |      |          |
| 出　席　委　員                                                                                 | 濱本委員長、小貫副委員長、横尾・面野・酒井・秋元・高木・<br>中村（吉宏）・中村（誠吾）各委員                                                                                                                    |      |          |
| 説　明　員                                                                                   | 市長、小林・林下両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・<br>産業港湾・港湾担当・福祉保険・こども未来・建設各部長、<br>監査委員事務局長　ほか関係理事者<br><br>（教育長、生活環境・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、<br>保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、<br>農業委員会事務局長欠席） |      |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。<br><br>委員長<br><br><br>署名員<br><br><br>署名員<br><br><br><br><br><br>書　　記 |                                                                                                                                                                     |      |          |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、高橋龍委員が面野委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、須貝委員が高木委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、川畑委員が酒井委員に、山田委員が中村吉宏委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、共産党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

---

○中村(誠吾)委員

◎各会計決算について

各会計決算についてということで、不用額についてです。

何回も説明はお聞きしていますが、率直に申しますと、不用となると要らなかったものという印象を受けます。予算を使い切ることをせず、経費の削減などにより、不用額を翌年度以降に使えるお金として残す努力が垣間見えます。いわゆる不用額は要らないお金ではなくて、翌年度の事業の必要額という整理でよろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

不用額は、それを発生させるために予算執行を抑制することは行っておりませんが、経費の節減が図られたり、入札差金や融資制度などの利用が見込みより少なかったなど、事業を執行していく中で、結果として生じるものであります。

そうして発生しました不用額の一般財源につきましては、翌年度以降の財源として活用できることとなりますので、委員御指摘のとおり、不用額は要らないお金ではなく、翌年度の事業の必要額という解釈ができるものと考えております。

○中村(誠吾)委員

不用額なのですけれども、地方自治法の施行規則の中で、法的には、決算の調整の様式には出てくるのです。でもやはり聞こえる印象があまりよくありません。

しつこいのだけけれども、今後の課題として別の言い方は研究できないものなのでしょうか。

○（財政）財政課長

不用額という言葉から受ける印象は確かによくないかもしれません。しかしながら、地方自治法の施行規則で定められた様式の文言を変えるということはできませんし、すぐに適当な言葉は思いつきませんが、今後も丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

少し無理な質問でした。

次に、不用額についてお聞きします。

私は、支出済額と不用額の割合を出しました。

一つ目、土木総務費4.21%、二つ目、道路橋梁りょう費15.12%、3番目、河川費1.61%、4番目、都市計画費1.96%、5番目、住宅費39.40%なのです。そして6番目に、港湾費8.08%となって目につくのですけれども、確かに各科目、金額も事業もばらばらで一概に比較はできませんが、住宅費について39.40%となっていますけれども、理由をお聞

かせ願えませんか。

○（建設）藤田主幹

住宅費の不用額の割合が高い理由につきましては、予算の大きな割合を占めておりますバリアフリー等住宅改造資金貸付金や住宅エコリフォーム助成事業費などの事業で、利用件数が少なかったことや、小規模な工事が多かったため、不用額が生じたものでございます。

○中村（誠吾）委員

予算額に対してぴったり支出することは不可能です。いろいろな影響で工事費や事業費でも予算をオーバーしたり、逆に追加発注や工事変更、何らかの原因で予算が余ることも出てきます。

とてつもないことを聞きますけれども、小樽市として不用額の割合の目安とか、基準なのか、目標値みたいなのはあるのですか。

○（財政）財政課長

先ほど申しましたとおり、不用額は事業を執行していく中で結果として生じるものでありまして、本市として不用額の割合について明確な目安や基準等は持っておりません。

しかしながら、各部から報告された予算の執行状況を見極め、最終の補正予算において減額補正を行うことによって、今後も不用額を縮減するよう努めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

ほかの委員も聞かれていますのですけれども、コロナ禍の影響で、鉄や木材などの材料費、そして燃料費の高騰で2割アップ、3割アップ、物によっては2倍、3倍となっているようなのです。令和4年度はさらに価格アップが懸念されます。

令和3年度の決算においても相当影響はあったと思いますけれども、どのくらいの影響が出たか、また、どのような対応をしたか、あったらお聞かせください。

○（財政）財政課長

今、委員からお話がありましたように、コロナ禍ですとか、昨今のロシア・ウクライナ情勢の影響によりまして、資材や燃料等の高騰の影響がございますけれども、それは市の事業にも少なからず影響を及ぼすものと危惧しておりますが、令和3年度決算におけますそれらの資材や燃料費等の影響額等につきましては、詳細な分析はできておりません。

○中村（誠吾）委員

なかなか難しいことですからね。

次に、余剰金についてお聞きしたいのです。

実は決算資料を読み解くということは相当労力を必要とします。逆にこれを作成した財政部の職員の皆さんには、敬意を表しています。

地方財政法第7条によって、剰余金のうち2分の1以上を基金へ積立、または地方債の繰上償還の財源へ充てなければならないとされているのですけれども、剰余金の発生した事業等で科目別でいいので、金額の大きいもので構いませんので、お知らせ願えませんか。

○（財政）財政課長

令和3年度決算におけます黒字額のうち一般財源ベースの剰余金、不用額が生じた歳出科目の主なものにつきましては、特別会計、企業会計の繰出金で約1億4,500万円、職員給与費で約1億4,300万円、除雪費で約1億2,100万円、児童扶養手当などの児童福祉総務費で約7,200万円となっております。

○中村（誠吾）委員

今出てきた職員給与費のことで少し触れてお聞きしたいのですけれども、建築土木についてなのです。小樽市

は山坂があつて、海もあつて、川もあつて、横に幅広い地形というものもあつて、維持管理とか現場対応には相当の御苦労があるということは想像に難くないのです。大変御苦労さまです。

ただ、見ていると、226ページに、8土木費で54億8,872万3,604円、そして、その職員給与費は9億718万1,038円になっています。そして割合にすると、16.5%ほどになっています。次に231ページの4都市計画費を見たときに11億7,204万6,762円となって、職員給与費が2億7,649万1,650円です。割合にすると23.5%になっているのです。そして235ページの6港湾費を割合にすると17.2%となっています。ここまで記載されているのですけれども、一方、3河川費と、先ほども聞いた5住宅費では、職員給与費に記載がないのです。

そこでお聞きします。科目にもよりますし、小樽市の方針にもいろいろ左右されるところがあるのですけれども、ばらつきが生じるということは分かっているのだけれども、一つの目安として、支出済額のうち職員給与費は何%、どのくらいが適正なのか、小樽市の見解を改めてお聞きしたいのです。

#### ○（財政）財政課長

決算説明書の各科目に掲載しております職員給与費につきましては、当該事務事業に従事する職員の人件費を参考として表すため、従事職員数に1人当たりの年間平均人件費を乗じて括弧書きで表示しています。各科目で実施する事業規模は異なっておりますし、事業費の大小と必要な従事職員数というのが必ずしも連動するものではないことから、科目ごとの支出額に占める職員給与費の割合について、どの程度が適正なのかという基準等はございません。

#### ○中村(誠吾)委員

随分難しいことばかり聞いたのだけれども、決算ですでお許し願いたい。

230ページの5除雪費も拝見していて、それについてお話をさせていただきたいのです。

排雪量が80万9,226立方メートルです。そして12億9,563万5,000円の決算になっています。さきの国会の議論でも、雪国の除排雪の重要さ、市民にとっても生活に直結するものであることから、北国の生活が理解できていない方々を納得させた結果、国からの補助金が大幅にアップしたのです。そしてニュース等報道等が記憶に残っているのです。

排雪量と金額をただ割り返せばよいということではないことは理解しています。小樽市の雪は岩見沢市に比べて高いのか、安いのかという話ではないのだから。ただ、市民からすると、小樽市の冬期間にかかる生活、特に除排雪については、非常に気になることなのです。これからも説明会がありますよね。ですから、私は今後も市民の皆さんに分かりやすい説明をしていってくださるようお願いを今日ここで申し上げておきたいと思います。これは質問ではありませんので、立憲・市民連合の要望として私の御意見をさせていただきました。

---

#### ○面野委員

##### ◎商工業振興費について

それでは、先日の商工業振興費の続きを質問させていただきます。

先日は商工業振興費の全体を聞いてお答えをいただいておりますが、当初予算から比べると随分、補正予算では大きな金額になっていて、ただそのほとんどが新型コロナウイルス感染症対策であったり、国費で賄われており、一般財源の捻出はないということを御確認させていただきました。

今日は、商工業振興費の中の地場産業振興対策事業費、まずこちらについてお伺いしていきたいと思いますが、本事業の目的、事業内容、そして事業開始年次をそれぞれお示してください。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

ただいま御質問のございました事業につきましては、細かく三つの予算事業から成っております、一つ目が異業種交流推進事業、これは会員相互の交流・情報交換や視察事業などを通じ、ものづくり産業への貢献などを目的

に、昭和58年から設置されている異業種交流推進懇談会、センチュリー・プラザ・オタルがございまして、事業の内容としましては、事務局の経費となっております。

二つ目が技術開発促進事業、これは高い技術を持つ市内企業のPR効果を高めることなどを目的に、昭和54年から実施をしており、事業の内容としては、新技術及び新製品の開発を意欲的に行う中小企業等に対し、その開発費用の一部を助成し、表彰するとともに、展示商談会への出店支援を行うものです。

三つ目がものづくり市場開拓支援事業、これは技術力を持った市内ものづくり企業の新たな市場開拓及び事業展開の支援や、地場産業の育成を行うことにより、ものづくり技術の伝承と地域経済の活性化を目的に、平成20年から実施しているもので、事業内容としては、市内ものづくり産業のPRや北海道技術・ビジネス交流会への出展支援などを実施しております。

#### ○面野委員

決算書の金額なのですが、技術開発促進事業が開発費の助成とかという御説明がたしかあったと思うのですが、事業費が令和3年度、6,820円と、かなり少額だという印象なのですが、こちらは今ほど御説明いただいた中で、PRであったり、開発費用の助成ということだったのですが、6,820円というのはどのようなことが行われたのでしょうか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

こちらにつきましては、令和3年度には実際の表彰の対象となる企業がなくて、表彰の経費はなかったのですが、PR等の事務経費がかかったというので、このような数字になっております。

#### ○面野委員

あと、今の御答弁の技術開発促進事業の中で、技術開発の費用の助成を行っていると伺ったのですが、こちらの助成事業というのは、小樽市の独自の事業になるのですか、それとも何か国や道などの機関につながるようなそういったような助成金になるのか、その辺はいかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

こちらの表彰につきましては、小樽市独自の表彰となっております。

#### ○面野委員

次に、全体の地場産業振興対策事業費が予算が118万円、決算が約51万7,000円ということで示されておりますけれども、見たところ、執行率はおよそ半分になっていますが、こちらの理由について御説明ください。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

こちらの執行率が半分という理由でございしますが、先ほど申し上げた表彰の対象企業がまずなかったということが一つと、あとは異業種交流推進事業は交流事業が全般中止となって、事務局経費がかからなかったという、そういった理由から、御指摘のと通りの執行額となっております。

#### ○面野委員

今、執行率のお話も伺いましたし、事業の内容も伺いました。令和3年度は該当者がいなかった、コロナ禍の影響で事業がうまく進められなかったということはあったのですが、令和3年度の地場産業振興対策事業の事業実施の効果というのはどのように見ているのかと、あと、3本の大きな事業をお聞きしましたが、二つの事業は昭和五十数年からやられていて、大体40年ぐらい続いている事業だと思うのですが、全体を通してこの事業で培われた小樽市の財産といいましょうか、効果というのはどのように見込んでおりますか。

#### ○（産業港湾）産業振興課長

まず、令和3年度の事業の効果でございしますが、先ほど申しましたものづくり市場開拓支援事業において、北海道技術・ビジネス交流会、こういったものに市内の企業7社が参加できまして、出店費用の支援などを行いました。

効果につきましては、参加企業からは交流会について、コロナ禍であっても想定以上の集客があつて、多くの企業と意見交換などができたこと、あと取引につながりそうな話の商談もできた、そういった御意見もいただいております。

あと、この事業全体でございますけれども、ものづくり産業のPRですとか、そういったものづくり産業に対する意識醸成、こういったものが歴代の取組の中で培われたものと考えております。

○面野委員

次に、稼ぐ力向上実践事業費をお伺いしていきたいと思うのですが、初めに、こちらの事業の具体的な取組についてお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

稼ぐ力向上実践事業の具体的な取組ですけれども、小樽市内及び後志管内の食料品関係事業者を対象といたしまして、関東や関西の商談会への参加ですとか、新たな販路等での販売、商品の磨き上げや商品管理等に係る相談、またお取り寄せチラシによる販売などを通じて稼ぐ力を向上させるといったことを目的としております。

この事業は、小樽物産協会に委託をしております、参加事業者につきましては、物産協会の会員であるかどうかは問わず、広く参加事業者の募集を行い、実施をしているものでございます。

○面野委員

今、小樽物産協会のお話があつたのですが、小樽物産協会の会員数というのは今押さえていますか。もし分からなければ、後ほどお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

細かい数字はありませんけれども、100弱です。

○面野委員

この2年間、コロナ禍で小樽物産協会の会員の皆さんを含めて、小樽市内の事業者が結構困難なことになっていると思うのですが、小樽市でも、コロナ禍の支援で小樽物産協会にこの間、支援を続けておりましたけれども、小樽物産協会の会員数がこの2年間上がった、下がったというのは何か聞いておられますか。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽物産協会の会員数に関しては、ほとんど変わってございません。

○面野委員

それでは、事業の内容についてお伺いしていきたいと思うのですが、関東・関西で行われている商談会への事業者の参加形態や事業者数というのはどのように押さえているかお聞かせください。

○（産業港湾）商業労政課長

昨年度の商談会ということになりますけれども、関西で開催されました商談会、フードストアソリューションズフェアと言いますが、こちらには小樽物産協会が参加事業者の商品を取りまとめて出店をいたします。参加事業者は14社で、70品目の出店がありましたが、この中に新規参加の事業者はありませんでした。

また、関東で開催されました商談会、スーパーマーケット・トレードショーと言いますが、こちらには13社が出展いたしました。そのうち新規事業者は1社になります。

○面野委員

私も6年ぐらい前に、スーパーマーケット・トレードショーには視察で参加させていただいたのですが、食品製造機械のメーカーとか、もちろん原材料屋とか様々な業種が、私のときには、たしか東京ビッグサイトでやっていたのですが、地方自治体の特産品などを取り扱うブースなどもあつたりして、多分新規で参加された方には、かなりすばらしいイベントだと感じていただけたものでした。今伺ったら13社参加したうち新規は1社ということだったので、この辺の事業者の参加の取りまとめなど、私としてはもちろん連続というか、何回も行く

ことによって得られるものはあると思うのですけれども、割ともう少し幅広く新しい業者にも参加してもらえたほうが、今後の小樽の産業といいましょうか、商業にも寄与するのではないかなと思うのですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

連続して出るということもございますけれども、特に関東の場合ですと、バイヤーが3日間で4万2,000人以上来るといような大きな商談会になりまして、毎年同じバイヤーではなくて、いろいろな方が来ますので、そういった意味で連続して参加する意味はあると思います。

あと、参加事業者につきましては、市から募集をするのですけれども、ある程度の商品の量を供給できるような会社ではないと取引に行けませんので、なかなか新規で新しく参加する会社が次から次へと出てくるというのは、難しいのかと思います。

○面野委員

とはいえ、やはり新しい事業者が何とかイベントにも参加して、販路を広げるような形に、もちろん行政の力だけではないですけれども、進めていただきたいと思います。

続きまして、新たな販路の開拓等で販売に結びついた件数というのは押さえておりますか。

○（産業港湾）商業労政課長

新たな販路の開拓に結びついた件数ということですが、こちらは全国で百貨店が減少しているという中で、百貨店以外で物産展を開催できる場所を開拓したりですとか、百貨店の中でも小樽の事業者が参加していない物産展会場というのがございますので、そういった場所に新たに参加できる会場を開拓したりするといった取組になります。

令和3年度は、件数は22件になります。

○面野委員

私もこの2年間は、なかなか旅行だとか出張にはもちろん行く機会が激減してしまったのですけれども、出張先などで全国展開しているイオンなどでも、そんなに規模は大きくないですけれども、結構地元ではない物売ってみたい、小樽のイオンなどでもそういうことをたまにやられていますけれども、百貨店は減少したけれども22件あったというその販売先については、そういったスーパーみたいなものなどや、例えば道の駅みたいな特産品みたいな物を販売している、そういう施設等も含めて22件というイメージでよろしいですか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○面野委員

いろいろ聞いてきたのですけれども、最後に、今、観光産業で、もう少し産業化していかなければいけないのが、小樽で売る物は小樽でつくったり、小樽・後志で取れたものを使って販売することが本当の産業化と言えるのではないかと思います。令和2年度に観光基礎調査を行っておりますけれども、その調査で出された市内の自給率、小樽市産業連関表から分かる地場産業の状況ですとか、市内自給率向上のために現在どのように取り組んでいるのか、その辺について御説明をいただいて、私の質問は終わります。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、令和2年度小樽市観光基礎調査の市内自給率ですが、こちらは全産業の市内自給率は49.4%となっております。

○（産業港湾）産業振興課長

ただいまの令和2年度小樽市観光基礎調査で分かることですが、状況としては、市内生産のために市外からの供給である移輸入は4,040億円。市外からの需要である移輸出は3,236億円であり、その差引きである域際収

支は804億円の移輸入超過となっております。

また、産業別では、域内で生産された多くの製品が移輸出されているとともに、製品の多くが移輸入で賄われている、いわゆる通過型に分類される産業が非常に多い状況となっております。

また、御質問のごございました地場産業、地場調達率の向上についての取組でございますけれども、市内産業の多くが通過型という結果が出ている中で、小樽市中小企業振興会議の課題としては観光消費の域内循環、こういった指摘がされているところです。

ただ、この点については非常に難しい問題でございますので、現在小樽市としては直接的な取組はできておりませんが、例えば、小樽商工会議所で小樽市内だけではなく後志圏域にも広げて、地域で収穫された農水産物を原料に、小樽市内で加工・製造を行うことで付加価値を生み出して、地域経済の活性化を図るということを目的に、地産地食という取組がございます。

原材料を小樽市内だけに求めると当然、限りもございますので、広域での視点で考えることも大変重要であると思いますので、今後どのようなことができるのか、ほかの市や団体の事例なども調べながら研究してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

自民党に移します。

---

#### ○中村(吉宏)委員

##### ◎冬の排雪について

まず、除排雪についてなのですが、今日資料を一つ要求しておりましたが、要求した資料について、内容に関して説明をいただきたいと思います。

##### ○（建設）維持課長

それでは、資料について御説明させていただきます。左側記載の各項目におきまして、平成30年度、令和元年度、2年度、3年度の値を記載してございます。まず上から抜粋して御説明をさせていただきますけれども、市民雪堆積場数につきましては、市民の皆さんに開放している雪堆積場になりますけれども、3年度の数値を御説明申し上げますと5か所というふうになってございます。

次に、道路管理者専用雪堆積場数についてでございますけれども、こちらは小樽市の地域総合除雪など道路管理者のみで利用する雪堆積場でありまして、こちらは3年度で7か所。

次に、雪処理場数につきましては、海域の雪処理場でございますけれども、3年度は中央ふ頭基部雪処理場の1か所となっております。

続きまして、その下段に今御説明申し上げた市民雪堆積場経費、道路管理者専用雪堆積場経費、雪処理場経費ということで、各雪堆積場にかかった予算額と決算額を記載してございます。

まず、市民雪堆積場経費につきましては、3年度で御説明申し上げますと、3年度の予算額といたしまして6,454万8,000円、決算額といたしましては1億1,127万円。

続きまして、道路管理者専用雪堆積場経費につきましては、3年度予算額といたしまして3,540万円。決算額といたしまして3,444万1,000円。

雪処理場経費につきましては、同じく3年度の予算額で8,860万円、決算額といたしまして1億2,445万4,000円と

いうふうになってございます。

下段、排雪委託経費でございますけれども、上段から予算額といたしまして、こちらは地域総合除雪の7地域を足した数字になってございます。予算額といたしまして、令和3年度で4億1,489万2,000円、決算額といたしまして、6億6,399万1,000円となっております。こちらにつきましては運搬排雪経費、ダンプトラックを使った運搬排雪に係る経費ということで計算しているところでございます。

その下段につきましては排雪量ということで、3年度の運搬排雪量につきまして記載してございますのが80万9,226立方メートルということで、ステーションごとの内訳が、その下段に記載しているところでございます。

#### ○中村(吉宏)委員

令和3年度だけで見てもなかなか難しいと思ひまして、少し遡って数字を出していただきましたが、排雪の費用からしてみても、全体で令和2年度の1.6倍、ステーションごと多いところでは第3ステーション、第4ステーションは予算に対して1.8倍というような決算額になってきていると。これは当初予算からの算出なのですが、一方2年度で行きますと、予算額に対して決算額が全体で行きますと0.8ということなので、80%程度、多いところでも89%程度の予算の執行、決算額ということで示していただきました。

令和3年度は本会議でも質問しましたが、非常に降雪量も多かったという状況があるわけですが、まず、上の雪堆積場と雪処理場について疑問があるのですが、これまで運用してきた令和2年度から3年度というのが、道路管理者専用雪堆積場数が1か所減少しているということでありました。

これについてお伺いをしたいのですが、まず減ったのはいつ分かったのか、お示してください。

#### ○(建設)維持課長

御質問のございました道路管理者専用雪堆積場の減少についてでございますけれども、減少した雪堆積場につきましては、天神の雪堆積場が減少したというところでございます。減ることが分かったのは、令和3年度において、天神の雪堆積場が使用できないということで確認をしたところでございます。

#### ○中村(吉宏)委員

令和3年度で使えないというのは、いつ頃分かったのかということを聞いたかったのですが、お示しいただけますか。

#### ○(建設)維持課長

当該用地につきましては、水道局が所管している用地でございますけれども、いつ頃という具体的な月というのはあれなのですが、令和3年度に入った後、水道局の担当者と私どもで打合せをした中で、水道局の工事の資材置場として使用するというので、少しでも使えるところがないかということで、いろいろ打合せをさせていただいたのですが、やはり使用が難しいということになりまして、いつだったかまでは今押さえていないのですが、令和3年度に入ってから使用ができなくなったことが判明したというところでございます。

#### ○中村(吉宏)委員

いずれにせよ市内での状況で連絡があったということですが、もし記憶にあれば範囲でいいです、降雪期の前の話だったのか、後の話だったのか、いかがですか。

#### ○(建設)維持課長

詳しい月はあれなのですが、降雪期の前だったということで認識してございます。

#### ○中村(吉宏)委員

昨年度、議会議論でも出したのですが、雪堆積場が1か所減ったということで、雪の処理について、除排雪を担っていただいている事業者たちも非常に大変な思いをされたということでありました。

この状況から、改善ということをお願いはしてきましたけれども、これまでの状況からも分かるように、昨年度は本当に降雪量が増加しました。にもかかわらず堆積場が減ったということで、土地の確保について、昨年度は何

か取り組んだことがあるのか、お示ください。

○（建設）維持課長

昨年度の雪堆積場の確保についての御質問でございますけれども、雪堆積場の確保につきましては、市の遊休地などの情報収集に努めまして、雪堆積場の確保に努めていたというところではございます。

○中村(吉宏)委員

その結果、見つけれなかったということではよろしいのでしょうか。

○（建設）維持課長

御指摘のとおり新たな雪堆積場の確保についてはできなかったという状況でございます。

○中村(吉宏)委員

この状況を受けて、このままでは少しまずいのかと思うのですけれども、もし今度の冬が昨年と同じような状況であれば、また同じようなことが生じてしまうのではないのかという危機感を持って、今改めて振り返ってきたわけですが、今後においてこれは改善されるのかどうかをお示しいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

雪堆積場の確保が、今シーズンにおいて改善されるかどうかという御質問でございますけれども、まず、現段階では新たな雪堆積場の確保には至っていないという状況でございますが、予算特別委員会でもお答え申し上げましたけれども、引き続き、雪堆積場の確保に向けた情報収集につきましては、継続して行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村(吉宏)委員

現状あまり変わっていないのかというところに、非常に危機感を覚えています。これ以上この質問をすることは当委員会になじまないの、あえてお聞きはしないのですけれども、例えば若竹地区の水面貯木場など、それこそ雪処理場として代用できないかとか、私などは地図を見ながら考えるのですけれども、そうしたこともぜひ検討していただきたいと思いますので、寒くなってまいりましたし、どうか市民の利便性確保という点からも、事業者がしっかりと持続して事業を行えるという観点からもお願いしたいと思います。

除雪に関して次の質問なのですが、昨年度から見ますと、今、どこのステーションも、全体的に排雪の事業費が、予算額に対して非常に大きな決算額、増加しているということを確認させていただきましたけれども、増加した要因というのは、雪が多かったという以外にはどういう分析をされているのかというところを伺いたと思います。いかがですか。

○（建設）維持課長

令和2年度と3年度、排雪に係る委託費が増加した要因につきましては、燃料費や人件費の増加など様々な要因があるというふうに考えているところでございますけれども、今、委員御指摘のとおり、一番大きかったのは累積積雪深等の増加による運搬排雪量の増加が大きな要因であったというふうに考えているところでございます。

○中村(吉宏)委員

その中で、昨年度の事業を振り返ったときに、事業者などから伺っているお話ですと、やはり雪堆積場が埋まった、雪が多かったがゆえに雪処理場も機能オーバーしてしまったという声がありました。

そこで燃料が高騰している中で、比較的遠距離の排雪運搬を行わなければならなかったという状況で、ガソリン代も相当かかったのか、燃料代がかかったのかということは想像つくのですけれども、例えば答弁の中に燃料費の高騰、人件費が高くなっているというところを指摘されましたが、こうしたことについて委託料などの見直しというのは行われたのか、お示ください。

○（建設）維持課長

委託料の見直しについての御質問でございますけれども、昨年度におきまして、当初発注の段階で委託契約を結

んだ後に、燃料費高騰等による委託料の見直しというのは行ってはおりません。

#### ○中村(吉宏)委員

どのぐらいを見直せばいいのかなどいろいろな声は上がるのでしょうか、証拠といいますか、実際に、実証できるようなものというのがそろうのかということも問題かと思うのですが、今回、決算額を示していただいたわけですが、これはあくまで小樽市の行政として、各事業者にお支払いをしたといいますか、かかった経費と見えるのですが、心配なのは、事業者がそれ以上にオーバーしているのではないかと。

要するに、得たお金以上の支出が発生していないかというところは実は少し心配をしています。いわゆる自腹を切ったところというのが発生していないのか。こういうことも実は改めて見てみたいと思うのです。要するに、次の予算にそれが反映されるかどうかということもかかってくると思うのですが、こういった事業者への調査みたいなものは行われていないのかどうか、お示ください。

#### ○（建設）維持課長

市の除雪で発注する委託料の積算についてでございますけれども、こちらにつきましては、基本的には公共工事設計労務単価等の仕様など決まっているものが大部分でございます。

今、委員御指摘の実際の事業者における経費の詳細についての調査というのは難しいというふうに考えているところではございますけれども、除雪業者、受託業者との意見交換会などを通じて、業者の要望等についてはお聞きしていきながら発注をしてまいりたいというふうに考えているところではございます。

#### ○中村(吉宏)委員

行政側からのお答えとすれば、それが正解といいますか、そうならざるを得ないのでしょうかけれども、例えば民事の世界でも、契約を結んでその契約額で仕事を進めていく中に、事情変更の原則などというものがあるわけです。予期せぬ状況の変化で、そこを反映させるというルールもあるわけなので、行政の法規の中にそういったものがあるかどうかは分かりませんが、小樽市の除排雪の事業を持続させていくという意味でも、決して事業者に泣いてくれというお話は絶対にいけないと思うので、そこはくれぐれもお気をつけいただきたいと思いますし、今後ともぜひ意識をして取り組んでいただきたいと思います。

#### ◎都市計画について

次に、都市計画についての質問をさせていただきます。

事務執行状況説明書では、小樽市都市計画審議会が令和2年度に3回、令和3年度に3回開催されているというような記載がございましたが、これについて、その中でどのような議論がなされてきたのかということをお示ください。

#### ○（建設）都市計画課長

小樽市都市計画審議会の開催の議論の内容についてですが、令和2年度は3回開催しております。3回行われた都市計画審議会の中では、まず協議事項として、小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する案件、また、札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小樽都市計画道路の変更について、小樽都市計画区域区分の変更について、札幌圏都市計画区域区分の変更について、審議いただきました。

また、その他といたしましては、小樽都市計画用途地域の変更について、小樽都市計画下水道の変更について、札幌圏都市計画用途地域の変更について、札幌圏都市計画特別用途地区の変更について。あと諮問事項として、都市計画道路の見直しについて御審議いただいたところであります。

3回目の都市計画審議会については、まず諮問事項といたしまして、小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小樽都市計画道路の変更について、小樽都市計画区域区分の変更、小樽都市計画用途地域の変更、小樽都市計画下水道の変更、札幌圏都市計画区域区分の変更、札幌圏都市計画用途地域の変更、札幌圏都市計画特別用途地域の変更、その他といたしまして都市計画道

路の見直しについて報告しているところであります。

また、令和3年度の都市計画審議会については3回行われておりますが、1回目は小樽市立地適正化計画の策定について、小樽都市計画道路の見直しについて、2回目では都市計画道路の見直しについて、3回協議を行っており、3回目の都市計画審議会では、諮問事項として都市計画道路の見直しについて。その他といたしましては、1回目の審議会では、小樽市都市計画審議会の運営規程の改正などについて、2回目の審議会では第2次小樽市緑の基本計画の策定についてと、都市計画提案制度による小樽築港駅周辺地区地区計画の変更について御審議いただいたところでございます。

#### ○中村(吉宏)委員

今いろいろと議論された内容を説明いただきましたけれども、令和2年度、3年度の議論の中で、これまでの都市計画の区域や用途地域の指定について、何か変更の必要性などの意見というのは出されなかったのかと思うのですけれども、この辺はいかがですか。

#### ○（建設）都市計画課長

ただいま委員から御質問のあった区域や用途地域の見直しについての議論ということですが、恐らく質問の意図としては、案件以外に出された件について議論されたかどうかということで理解しておりますけれども、小樽市全体としての用途地域などの見直しについては、この2年度、3年度の都市計画審議会においては特に議論はされておられません。

#### ○中村(吉宏)委員

さらに、事務執行状況説明書を見ると、区域、用途地域照会が令和2年度に1,758件、3年度には1,812件あったということなのですが、そのうち例えば、小樽市の市域内の希望どおりの土地利用ができずに、一応事業を検討していたけれども、検討した事業が進められないといったような内容の相談などの件数というのは把握していませんか。

#### ○（建設）都市計画課長

事務執行状況説明書におけます区域、用途地域照会、または指導、相談というところになると思うのですが、ここで言う用途地域等の照会については、不動産売買に係る取引上の都市計画の指定状況の照会ですとか、あと相談、指導という部分では、用途地域等の照会があった際に、地区計画ですとか、駐車場法による届出制度に関するパンフレットの案内をして、内容を説明しているというところでございます。

今、委員から御質問ありました用途地域の制限により事業が断念した案件については、具体的には把握しておりませんが、潜在的にはそういったことがあろうかとは考えております。

#### ○中村(吉宏)委員

なるほど、把握はされていない。

今小樽市でもいろいろ移住ですとか、企業誘致なども進めている中で、小樽の状況、こういった用途地域等の事情を知らない中で、土地や場所をある程度想定してこういう事業を進めたい、できるかどうかというところが、用途地域の制限にかかって実施できないというようなことも、私も少なからず聞いておりますし、こういった相談、照会の中にも、そういった思いを持ってくる方がいるのかと思いましたので、少し伺いました。

ところで、小樽市都市計画の用途地域の指定はいつ頃に行われまして、また区域、用途地域の変更等がこれまでの間に行われたのか、行われたとすれば、いつどのような内容で行われたのか、主なものを示していただきたいと思いますが、いかがですか。

#### ○（建設）都市計画課長

小樽市の用途地域の指定状況でございますけれども、小樽市では昭和7年2月が当初決定になります。それ以降、都市計画法の改正に合わせて、昭和28年に4用途に区分し、その後、昭和45年に市街化区域を定めることに合わせ

て、用途区域を変更しています。その後昭和48年に8用途に区分し、平成6年には、建築基準法、都市計画法の改正に伴いまして、当時8用途あったものが、都市計画法では13用途に区分されましたが、小樽市では現在の9用途、これが現在まで至っている状況でございます。

また、用途地域の主な変更はどういった内容があったかということについてですけれども、住居系用途地域で少しお話しさせていただきますけれども、平成16年にオタモイ地区、17年に朝里川温泉地区の用途地域の変更を行っております。

オタモイ地区については、市営住宅の建て替えに合わせて第一種低層住居専用地域から、中高層の建物が建てられますように、第一種中高層住居専用地域に変更している状況でございます。

また、朝里川温泉地区については、朝里川温泉地域の観光振興を図るため、第一種住居地域から第二種住居地域に変更している状況でございます。

#### ○中村(吉宏)委員

部分的な変更が行われたということでありました。

一方、小樽の都市計画概要というのが、今年示されてきたものがあるのですが、そこなどをざっと見てみますと、一つすごく大きく気になるのが、人口がこの数十年大きく変化してきており、また、産業構造も小樽市内は変容してきているという状況の中で、用途地域というのは、ほぼ変更がないまま進められているのが現状と認識しております。

例えば人口でいきますと、昭和60年の人口と現在の人口とは大きく差があるわけですし、その反面、61年の第一種住居地域、そして、改定後の令和3年度の第一種低層住居専用地域がほぼ同じ広さであるという形で、人口も減っているのに、住居地域の用途が全然変わらないというところに非常に疑問を持っているのですが、こういった状況について、見直しを行うなどの検討というのは今までされていないのかということをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

#### ○(建設)都市計画課長

ただいま委員から御質問があったとおり、小樽市では現在人口が減少している状況でございます。また、産業構造も観光などそういった部分で主な事業が広がっているという認識はしているところではございます。

こういった社会経済情勢等の変化に伴いまして、やはり現状と合わない土地利用については今後見直していく必要はあるという部分では、我々としては認識しているところでございます。

#### ○中村(吉宏)委員

もう少し具体的にどういうことをやってきたなど、これから先も含めて伺いますけれども、どういうことを検討しているなどというのはありますか。

#### ○(建設)都市計画課長

具体的な検討という部分では特にございませんけれども、先ほど御答弁させていただいたとおり、土地利用が現状に合っていないというところもありますので、そういったところを改めてもう一度調査しました上で、今後の用途地域の見直しについては進めていく必要があるというふうには考えております。

#### ○中村(吉宏)委員

決算の委員会です、事業状況も確認ということがメインなので、これ以上言いませんけれども、小樽の将来に向けた移住政策ですとか、本当にいろいろな事業にも関わってくると思いますので、スピーディーに進めていただければということをお願いして、この質問は終わります。

#### ◎中心市街地の活性化とＪＲ小樽駅前広場再整備について

続いての質問ですけれども、中心市街地の活性化とＪＲ小樽駅前広場の再整備について伺いますが、令和3年度の事務執行状況説明書で、中心市街地活性化の推進について照会回答5件との記載がありましたけれども、これは

令和2年度も3回と記載がありました。令和3年度、2年度について、それぞれ内容をお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今御質問のありました中心市街地活性化の推進の照会回答につきましては、令和2年度、3件、3年度、5件あり、主なものといたしましては、内閣府からの小樽市中心市街地活性化基本計画に関する担当者の連絡先や小樽市中心市街地活性化基本計画終了時の資料に対する問合せというところが主なものとなっております。

○中村(吉宏)委員

照会が何件と書いてあっても、何の照会なのかと、説明書と書いていながら事務執行状況が見えなかったのので少し伺いましたが、そういうことだったんですね。

一方、話はJ R小樽駅前広場再整備に関する業務についてなのですが、J R小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会が1回開催されたということですが、どのような内容だったのか、概略をお示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

令和3年度に開催いたしましたJ R小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会では、令和2年度に検討した配置計画5案について、関係機関との協議により4案になった旨御報告するとともに、基本計画の素案に対する議論を行い、パブリックコメントをかける素案として、この検討委員会で御了承いただいたところでございます。

○中村(吉宏)委員

あらかじめ程度案が出来上がってきているという中なのですが、令和3年度の委員会の議論の中で、例えば、令和3年度から現在にかけての状況は変わっていないのですが、現在のJ R小樽駅前の状況について、委員会で何か議論があったのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

J R小樽駅前広場の現状につきましては、駅前広場中央車路の混雑や歩行者の乱横断といった課題について、令和2年度第1回検討委員会で既に議論が行われているところでございまして、3年度開催の検討委員会では、主に素案に関する議論であり、駅前広場の現状といった各論に対する議論ではございませんでしたので、そういった議論はございませんでした。

○中村(吉宏)委員

以前の議論で、J R小樽駅前の危険な状況というのは話をされた。事業に関する計画が進む、あるいは駅前の整備が終了するまで、あの危険な状況はこれからもずっと存続するのだと思うのです。

そして、令和3年度以前もずっとその状況というのは続いてきたと思うのですが、J R小樽駅前の駐車場からタクシー乗り場付近を通行する歩行者の方について、危険だという指摘を以前からも多くの市民の方から寄せられていたのですが、こうしたものについては、今議論の中では各論を取り上げられないということだったので、この間、何か対応策というのは検討されてきたのかどうかをお聞かせいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

J R小樽駅前広場の安全性に関しましては、課題があると従来から認識しているところでございます。計画に着手した令和2年度から3年度にかけて、新たな対策というのは行っておりませんが、それ以前につきましては、歩行者とバスの接触を避けるため、バスターミナルから出る車両に対する委任信号機を追加したり、横断歩道を歩くよう看板などで周知し、乱横断防止の対策を図ってきたところでございます。

○中村(吉宏)委員

対策をされた、ここは委員会のお話ではない、委員会がそういった止めるとか、防止するとかという権限はないので、行政でどうするかという話になってくるとは思いますけれども、現状それで危険な状況が収まったという認識はお持ちかどうか、お示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

御質問の件に関しましては、現在も安全性の課題があるといった認識がございます。

○中村(吉宏)委員

そうした危ない状況を解消するために、ここまでいろいろな議論を進められてきたということで、素案ができたということだと思いますけれども、今完成までに危ない状況は何とかしなければならないだろうと思うのですが、今後についてきちんと収めなければならないと思うのですけれども、今後についての発想を最後に伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○（建設）用地管理課長

現状で構造を変えるというようなハード的な対策というのは難しいと思うのですけれども、ソフト的な対策で何か対応ができるかというのは、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○中村(吉宏)委員

もう少し目立つような看板の増設ですとか、迂回路はこちらというような案内というのもしっかりかけて、危険を周知するというのもやはり大事でしょうし、今計画を進める中で万が一何か事故でも起きたら、何をしているのだという話になってしまいかねませんし、市民の方も多く心配されているので、そこを取り組んでいただきたいという要望はしっかりとお伝えさせていただきまして、私からの質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎簡易水道事業会計決算について

簡易水道事業会計決算について伺います。

日本共産党は、簡易水道事業について毎年の予算に対する要求で、簡易水道事業の赤字に対する北海道の責任を果たさせることを要求しております。

そこで、これまでの決算状況について伺いながら、そもそもなぜ恒常的な赤字になっているのか、質問いたします。

まず、なぜ事業を実施することになったのか、北海道との関係についてお答えください。

○（産業港湾）由井主幹

石狩湾新港地域の開発を推進するため、当該地域へ進出する企業に対しまして、安全で安定した水道用水供給が必要となることから、北海道の計画・指導の下、水道用水事業を実施することとなったものです。

○酒井委員

北海道の計画・指導の下、水道用水事業を実施してきたということであります。

それでは、小樽市が簡易水道事業に参画した経過について、お答えください。

○（産業港湾）由井主幹

平成元年に石狩西部広域水道企業団への参画を決定した後、平成4年に設立しました石狩西部広域水道企業団に参画しております。

○酒井委員

それでは、簡易水道事業の収支不足分と石狩西部広域水道企業団の負担金、出資金の負担についてはどのようになっているのか、お答えください。

○（産業港湾）由井主幹

簡易水道事業における収支不足分と石狩西部広域水道企業団の負担金と出資金につきましては、協議により、石狩開発株式会社と北海道が負担することとなっております。

○酒井委員

小樽市の財政負担はどうだったのでしょうか。

○（産業港湾）由井主幹

平成14年度までは、小樽市の財政負担はございませんでしたが、石狩開発株式会社が民事再生を受けたことで、平成15年度から、本市の財政負担が発生したものです。

○酒井委員

そうですね。石狩開発株式会社の経営負担により、2003年度から本市の収支不足分の負担が発生した。そういうことであります。

それでは、ここ数年の一般会計繰入金の推移を示していただきたいと思います。

○（水道）総務課長

平成30年度から令和3年度までの決算額と令和4年度予算額の5年間の一般会計繰入金で答えさせていただきますが、平成30年度は9,670万1,455円、令和元年度は9,860万1,201円、2年度は8,615万1,304円、3年度は9,431万5,671円であり、4年度は予算1億1,204万円を計上しているところです。

○酒井委員

毎年、1億円程度、一般会計繰入金が発生しているということでもあります。連続している原因について、説明していただけますでしょうか。

○（水道）総務課長

石狩開発株式会社が民事再生を受けたことで財政負担が発生したことや、企業などが使用しました水量が将来の需要水量の推計による基本水量を満たしていないことなどが原因であるものと考えております。

○酒井委員

同様に、ここ数年の給水収益の推移について、お示してください。

○（水道）総務課長

平成30年度から令和3年度までの決算額と令和4年度予算額の5年間の給水収益を税込みで答えさせていただきますが、平成30年度は6,890万7,665円、令和元年度は7,132万3,004円、2年度は6,769万9,136円、3年度は7,028万1,754円であり、4年度は予算6,698万9,000円を計上しているところです。

○酒井委員

給水収益については、2015年度の6,000万円程度から7,000万円程度と改善しているふうに見えます。その要因について説明していただけますでしょうか。

○（水道）総務課長

2015年度、49社であった給水事業者が61社に増加していることや、2019年10月から消費税が8%から10%へ引き上げられたことが主な要因と考えております。

○酒井委員

先ほど、石狩開発株式会社の経営破綻により、2003年度から財政負担が発生したことが説明されたわけであります。これまでの市の財政負担はどれだけになっているのか、お答えください。

○（水道）総務課長

一般会計繰入金で申し上げますと、平成15年度から令和3年度の合計は約13億5,200万円となっております。

○酒井委員

石狩開発株式会社の経営破綻後の収支不足分は本市の負担となったわけであります。

ところで、北海道は石狩湾新港地域に係る地下水揚水計画を策定していたと聞いておりますけれども、どういった計画なのか、お示してください。

○（産業港湾）由井主幹

この地下水揚水計画ですけれども、恒久水源とする当別ダムからの揚水が供給されるまでの暫定的な措置としまして、地下水の揚水量や期間などを設定した計画でございまして、平成3年12月に北海道が策定したものです。

○酒井委員

それでは、北海道が策定した地下水揚水計画が実行されなかったことが本市にどのような影響があったのかをお示してください。

○（水道）佐治主幹

北海道が策定しました石狩湾新港地域に係る地下水揚水計画が予定どおり実施されなかったことに対する本市の影響についてですが、繰り返しの答弁になりますが、北海道の計画では、水源を石狩西部広域水道企業団の当別ダムから受水開始するまで、暫定的に地下水を使用することにしておりますので、石狩西部広域水道企業団から受水開始しました平成25年4月以降、地下水から簡易水道に切り替わらなかった水量分が小樽市の収入として得られなかったということが影響として考えられます。

○酒井委員

それでは、北海道は、地下水揚水計画が実行されなかったという問題解決の手段としてどのようなことを示しているのか、お答えください。

○（産業港湾）由井主幹

北海道は、地下水利用組合企業に対しまして情報収集するため、小樽市も同行しておりますが、企業訪問を実施しているほか、毎年度簡易水道を利用していただくことが長期的な観点から安定供給を維持する最善の方策であるとの内容で、簡易水道への転換について要請文を送付しているところでございます。

また、石狩湾新港地域における水利用増のため、小樽市や石狩開発株式会社と連携しながら、北海道として企業誘致に努めていただいているところでございます。

○酒井委員

それでは、ここ数年の給水事業者数はどのようにになっているのか、お示してください。

○（水道）総務課長

ここ数年の給水事業者数について、平成30年度から令和3年度の実績で答えさせていただきますが、平成30年度は49社、令和元年度は50社、2年度は55社、3年度は61社でございます。

○酒井委員

給水事業者数は2018年度の49社から2021年度の61社、12社増えているわけであります。

それにもかかわらず赤字体制が変わらないのは、なぜでしょうか。

○（水道）総務課長

地下水利用組合の企業が簡易水道への転換が進んでいないことなどから、企業などが使用しました水量が、将来

の需要水量の推計による基本水量を満たしていないことが原因であるものと考えております。

○酒井委員

いずれにいたしましても、北海道の指導や計画で進められて、市の財政運営に支障を与えないよう必要な措置を講じる、こんなふうの説明したわけでありますから、小樽市域分の年間基本水量のさらなる見直しとともに、北海道に対しても、応分の負担を求める必要があると私は思います。

現在、この問題に主体的に関わった北海道に要望を行っていると聞いておりますけれども、進捗状況をお示しく下さい。

○（産業港湾）由井主幹

本市から北海道に地下水揚水計画どおり、地下水利用組合企業が地下水から簡易水道に転換する方策の早急な検討と実現、本市の財政負担が軽減されるよう補填などの対策、簡易水道の利用が促進されるような企業への誘致活動の強化について強く要請しており、本年につきましても、8月26日に北海道へ要請したところでございます。

北海道からは、収支不足の補填は厳しい、地下水利用組合企業の簡易水道への転換については引き続き企業に要請していく、簡易水道の利用が多い食品関連産業の企業誘致に石狩開発株式会社と連携しながら企業誘致に取り組んでいきたいと、これまでと同様の回答を得ているところでございます。

○酒井委員

私から最後になりますけれども、本市の簡易水道事業、赤字を解消するということは市民に対する責務だと思っております。小樽市としてどのような考えで対応していくのかを最後に伺います。

○（産業港湾）由井主幹

簡易水道事業については、毎年、一般会計からの繰入金が相当な額発生していると認識しているところでございます。本市としては、引き続き粘り強く、主体的に関わりました北海道に対しまして、収支改善に向けた要請を継続してまいりたいと考えております。

また、分譲主体であります石狩開発株式会社におきまして、令和元年度から約6ヘクタールの用地の分譲を、令和4年度からは約16ヘクタールの用地の分譲を開始しており、好調に分譲が進んでおりますので、今後も引き続き、石狩開発株式会社、北海道など関係機関と連携しまして、企業誘致にこれまで以上に力を注ぎながら、簡易水道を利用していただける企業を増やしていきたいと考えております。

---

○小貫委員

◎住吉地区の急傾斜地について

それでは、住吉地区の崖対策についてお伺いいたします。

まず、2021年度に実施した対策と費用について、説明してください。

○（総務）災害対策室長

2021年度に実施しました対策ですけれども、平成30年度に応急対策として実施いたしました土のうなどの仮設資材を一部更新しまして、さらに余市側ののり面において崩壊が懸念されましたので、既存石積み擁壁の前面を土のうで抑えまして、のり面をブルーシートで覆う工事を行っております。

費用につきましては、決算額としまして147万8,400円となりました。

○小貫委員

財源の措置というのはなかったのでしょうか。

○（総務）災害対策室長

国庫支出金ですとか、そういうような財源はなかったものですから、単独で行ったということです。

## ○小貫委員

急傾斜地危険区域の場合、北海道が崩壊防止工事を実施できるわけですが、人工崖の場合はできない。それで今回のことが長引いているのですが、この根拠について改めて説明してください。

## ○（総務）災害対策室長

根拠ですけれども、北海道が進める急傾斜地崩壊対策事業では、自然の力により形成された自然崖が対象となっておりまして、この住吉地区の急傾斜地は、のり下の石積み擁壁やのり上の人家の方による構造物の設置など、斜面を改変した人工崖であるため、北海道の施工のルールとして対策ができないということでもあります。

## ○小貫委員

今、北海道のルールというお話でしたけれども、私は他県のものを見ても、同様に人工崖ではできませんと書いてあるのですが、これは法律ではなくて、あくまでも北海道のルールでできないということでしょうか。

## ○（総務）災害対策室長

法律に明確にこういうふうに書いてあるわけではございませんので、北海道のルールということになります。

## ○小貫委員

北海道とこの間、どのような協議を行ってきたのか、説明してください。

## ○（総務）災害対策室長

これまでの主な協議の経緯ですけれども、まず、1度目の応急対策の実施前に、平成30年5月に本市から北海道に対して、当該地区に急傾斜地崩壊防止工事を実施していただくよう要望いたしましたが、北海道からは、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を満たさないということで、当該斜面での事業実施は困難であるという返答がございました。

その後、令和3年8月になって、2度目の応急対策の実施前ですけれども、事務レベルで北海道に対して、応急対策後の次の対策検討の可能性について再度打診したところではありますが、やはり道としては施工ができないという返答があったものでございます。

## ○小貫委員

急傾斜地の対策としてはルール上できないという話なのだったならば、やはり北海道として崖地対策事業の制度をつくるということも必要だと考えるのですが、また北海道が独自にできないというのであれば、北海道が国に、今回の住吉町が対象になるような制度の実現、こういうことを小樽市としても働きかけてほしいのですが、この辺はいかがですか。

## ○（総務）災害対策室長

北海道への働きかけ等についてですけれども、当該急傾斜地は、確かに対象地はかなり改変されておりまして、北海道が人工崖であるという判断をすることは、一定程度理解できるというふうには考えているところであります。

しかし、近年、自然災害が頻発化、激甚化している状況においては、やはり道民を守る北海道として本市とともにこれからの崖地対策に関しまして、もう少し柔軟な対応ができないだろうかということで、今後とも北海道に対して粘り強く協議を続けていきたいというふうに思っております。

## ○小貫委員

そうですね。平成30年の後、2021年という話でしたから、先ほどの簡易水道ではないけれども、継続して北海道と協議していくことが必要ではないかと思います。

## ◎石狩湾新港について

石狩湾新港に移ります。

2021年度に石狩湾新港で実施した直轄事業の内容を説明してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

令和3年度の石狩湾新港の直轄事業の内容でございますけれども、まず一つは北防波堤改良事業になります。

こちらは決算が確定していないため、決算見込みという数字になりますけれども、令和3年度当初配分分としまして約7億円、工事概要が地盤改良が58メートル。令和3年度の補正分として2億4,000万円、工事概要がケーソン据付1函分と被覆根固工が25メートル。あと、東地区岸壁の事業につきましては、令和3年度当初配分分として6億4,200万円、工事概要が岸壁が57メートルということになってございます。

○小貫委員

西1号岸壁の利用状況についても説明してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

令和3年、こちらは暦年になりますけれども、西1号岸壁の入港船舶隻数が31隻、取扱貨物量が1,000トン単位で申し上げますと66万8,000トンとなっております。

○小貫委員

今、31隻というお話ありましたけれども、2021年で月別に見ると、最も少ない貨物量の月は何トンぐらいだったのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

月別で申し上げますと、一番少ない月が5月、160トンということになってございます。

○小貫委員

少し疑問なのですが、本来160トンという貨物の量の船が、マイナス14メートルバースという大水深のところに接岸するということは、通常考えられるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

ここの岸壁につきましては、主に木材チップの大型船が泊まっていますけれども、それ以外に水産品ですとか、あとは風力発電の資材ですとか、そういった船も泊まっていますので、こういった数量が少ないものも実際発生している状況でございます。

○小貫委員

西1号岸壁の利用状況ですけれども、2019年と2020年はどうだったのか説明してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

令和元年が25隻、2年が38隻となっております。

○小貫委員

トン数もお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

令和元年が約109万7,000トン、2年が約77万3,000トンとなっております。

○小貫委員

最初の頃聞いたのが66万8,000トンという話でしたから、やはり減ってきている、チップ船の影響ですけれども。けれども最初にあったように、北防波堤延伸工事というのが続けられているわけです。2021年では約9億4,000万円ということで、石狩湾新港管理組合では2015年に石狩湾新港港湾計画を改訂しましたけれども、取扱貨物の目標値を外貿と内貿別に示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

石狩湾新港港湾計画の目標年次における取扱貨物量ですが、外貿貨物が900万トン、内貿貨物が490万トン、合計で1,390万トンとなっております。

○小貫委員

それでは、2021年の取扱貨物は、外貿・内貿それぞれどうだったのかということと、2015年、石狩湾新港港湾計画を改訂したときと比較してどうだったのかも示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

令和3年と平成27年との比較ということですのでお答えさせていただきますと、まず外貿貨物につきましては、平成27年が約296万5,000トン、これに対して令和3年の外貿貨物が約407万トンとなっております。

また、内貿貨物につきましては、平成27年が約265万9,000トンに対して、令和3年が約216万2,000トンとなっております。

○小貫委員

全体としては外貿貨物で伸びていますが、内貿貨物が僅かに減少している。

今、専用埠頭も含むわけですが、公共埠頭ではどうなのか、石狩湾新港港湾計画における目標値を外貿貨物と内貿貨物、それぞれ示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

公共埠頭ということですので、中央ふ頭を除いた貨物量になりますけれども、外貿貨物は計画上318万1,000トン、内貿貨物が389万2,000トンとなっております。

○小貫委員

今の公共埠頭の目標値ですけれども、実際はどうだったのかということで、2021年の公共埠頭における取扱貨物は外貿貨物・内貿貨物それぞれどうだったのか、これも2015年との比較も示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

公共埠頭における平成27年と令和3年の貨物量ということですが、まず外貿貨物につきましては、平成27年が約165万8,000トンに対しまして、令和3年が122万3,000トン、内貿貨物につきましては、平成27年が約111万7,000トンに対しまして、令和3年が約110万7,000トンとなっております。

○小貫委員

公共埠頭では減っているというのが、今の結果だと思いますけれども、まずコンテナ貨物に移りますけれども、これも2015年と2021年の貨物量をそれぞれ示してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

コンテナ貨物量につきましては、平成27年が約30万1,000トン、令和3年が29万4,000トンとなっております。

○小貫委員

先ほど言ったように公共埠頭での取扱いも減っているし、今答弁にあったように、コンテナ貨物も減っている。なのだけれども、ガントリークレーン2台目を今動かしていますけれども、それなのに最初に答弁をいただいたように東地区の整備を開始しました。

それで北防波延伸も続けているというのが、今の石狩湾新港の状況だと思うのですが、2021年度の決算時点で、北防波堤の工事と東地区岸壁の事業の残事業というのは幾らになるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

まず、国直轄事業である北防波堤の事業でございますけれども、こちらは令和3年度の補正予算分までを執行済みとした場合ですが、残事業については約73億7,000万円と聞いてございます。

また、東地区岸壁の事業につきましては、こちらは令和3年度の補正がなかったことから、令和3年度の当初配分額までを執行済みとした場合となりますが、国直轄事業分と石狩湾新港管理組合が施工する事業分、合わせて残事業は約85億6,000万円と聞いてございます。

## ○小貫委員

まだ巨額の事業が残っているのです。大体貨物が減っているのに、これだけの事業を続ける。中央ふ頭は、おっしゃるように専用埠頭だから伸びているのですけれども、ところが今整備しようとしているのは公共埠頭ですから、公共埠頭の貨物が伸び悩んでいるのにこんなことをやっている。結局使用料収入が思ったよりも上がっていない。だからこういうことになるわけですが、それが巨額の負担金につながっているわけです。

やはり石狩湾新港をよく言うと、歴史が浅い港です、こういうことを言うのですけれども、歴史が浅いのだったら、しばらく置いておいて、小樽港の老朽化のほうを先にやるべきだということで、新幹線に移ります。

## ◎北海道新幹線について

北海道新幹線推進費の新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費ですが、内容を説明してください。

### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

内容ということでございますけれども、まず業務委託料としまして1,562万円でございます、五つの内容の設計ですとか検討を業務委託したというものでございます。一つ目が、周辺駐車場について必要な駐車台数の確保と出入口や通路の配置などの概要設計検討を行ったというものです。

二つ目、現在の推計値を上回る駐車場利用が想定される乗降客増加戦略の実践がなされた場合に、周辺に適地がございませんことから、立体駐車場の整備が可能かどうかの検討を行ったもの。

三つ目、勝納川の札幌側に位置します斜面地についてですが、そちらの防災安全対策が必要かどうか検討を行ったもの。

四つ目、勝納川の札幌側の護岸を通過してございます市が所有している認定外の通路がありますが、この先に市の消防訓練所などがあることから、市道認定を見据えまして、技術基準を満足できるような整備が可能か否か設計検討を行ったもの。

五つ目、駅に隣接します勝納川について、護岸に親水機能を持たせることができるかどうか、検討を行ったという以上のでございます。

## ○小貫委員

今、五つの検討を行ったということで答弁をいただいたのですけれども、検討を行ったというのは分かったのですけれども、検討結果はどうだったのかということまではお聞かせいただけないのでしょうか。

### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

説明はできるというところでございますけれども、それぞれ申しますと、まず、周辺駐車場につきましては、配置計画の平面図等を作成したというところ、立体駐車場についても幾つかのケースを検討していますけれども、規模的なものが一定程度可能な部分も分かったということ、斜面につきましては、落石等の対策は必要になるけれども、現状として、崩れてくるような状況は今のところ見当たらないのだというような結果というところ。市が所有する認定外の部分については、技術基準を満足するようないった整備が可能だというようなところ。

護岸整備につきましては、こちらについては、大きな護岸の整備は周辺の土地利用から難しいですけれども、勝納川下流にあるような散策路の整備というような状況が可能ではないかということ、そういったような結果があるということでございます。

## ○小貫委員

今立体駐車場の場合、規模的に可能だということで結論として出されたということなのですか、立体駐車場まで含むと何台までもくろんでいるのですか。

### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

マックスでいきますと、屋外部分も含めますけれども、全部で659台ほどは設置できるような検討結果となっております。

○小貫委員

ほぼ倍にするような話だということなのですが、立体にするという話は今まで図面では出ていなかったと思うのですけれども、やるとしたら幾らぐらいかかると見込んでいるのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

やる、やらないはまた別の話かも知れませんが、いろいろなケースを出していきまして、マックスのケースで行きますと、23億円ぐらいの金額になるのではないかと想定してございます。

○小貫委員

それと、市道にできるかどうかという話なのですが、これは委託に出すような話なのでしょうか。自分たちで判断できるような感じではないかと思っていたのですけれども、これについてはいかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

これにつきましては、道路構造令の基準を満たすような状況ができるかどうかですとか、それとここにつきましては、新幹線の本線と交差する部分もあるというようなことがございまして、そういったような部分の中から技術的という部分もありますけれども、業務量的な部分の中で、これについては委託で処理をさせていただいたというところでございます。

○小貫委員

つまり道路として整備することというのは市単独でもできるけれども、それがいかにきちんとした形で設計できるかということもあるから、委託に出したということでもいいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

結構だと思います。

○小貫委員

新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費なのですからけれども、丸ごと一般財源ということではよろしいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

そのとおりでございます。

○小貫委員

先ほども立体駐車場の話がありましたし、平面図もありますけれども、駐車場の整備主体というのは、市が行うのだということで今進めているという理解でよろしいですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

そのような考えで今は進めることで考えてございます。

○小貫委員

ということは、市営駐車場という形が想定されるわけですからけれども、市営駐車場ということになれば、駅の利用者以外も駐車するという想定で、今動いているということでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

駅利用者限定してということではなくて、利用したい方は使えるというような駐車場になるということは考えております。

○小貫委員

もちろんそうなると、お金も取るという話になると思うのですけれども、以前、手稲方面からの利用客を呼び込むためということで、駐車場を無料にしてという意見もあったかと思うのですけれども、その話はもうなくなったということではよろしいのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

取る、取らないの確定ということにはまだ至っておりませんが、今、主に検討している部分につきましては、札幌などの駅周辺の駐車場よりも安い金額に設定をすれば、それはそれで小樽駅を利用するというので、選択していただけるというところはあろうかと思っていますので、一定程度の料金は取れるのではないかという考えも持っています。

○小貫委員

今、取る、取らないはまだ決めていないという話でしたけれども、でもその前の答弁では、駅利用以外でも駐車を想定しているという話になって、取らないということになったら、近くで月極を借りている人は止めるではないですか、そういうことはまずあり得ないですよ。取るしかないですよ、そうなったら。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

そういったことを考慮した上で決定しますから、そういう流れになるのかということも考えてございます。

○小貫委員

今格安でという話もありましたけれども、当初の利用客が札幌からの移動もあり得るということで、幅を持たせた利用客の推定を行ったと思うのですが、今それが無料になるか、格安になるかというところで、この人数に変わりはないということで押さえているのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

料金によって来る、来ないということを想定は今してございまして、駐車場が整備されることによって、小樽に招き入れられる人数、数値というのは一つということで決まっております。

○小貫委員

さらに、昨日の答弁では、新たな玄関口として新駅を位置づけるという答弁がありましたけれども、これによって、既にある交通機関の利用減少というのは、どの程度見込んでいるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

基本的には、飛行機からの転換利用を見込んでおりますので、そういったところの利用者の変化というか、そういうのはあろうかとは思っています。

○小貫委員

飛行機以外は見込んでいないのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

現在の特急列車がなくなるような部分もございますので、在来線の部分も見込んでございます。

○小貫委員

J R北海道との関係ですけれども、J R北海道の2021年度決算について、北海道新幹線の営業損失がどの程度だったのか、示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

J R北海道が公表しております線区別収支の中から新青森―新函館北斗間、既に開業している北海道新幹線の管理費を含む営業損益ですけれども、令和3年度、2021年度はマイナス148億5,800万円となっております。

○小貫委員

これが2019年度や2020年度と比べてどうだったのかも示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

2019年度、令和元年度はマイナス93億4,700万円、2年度、2020年度がマイナス144億2,900万円となっておりますので、赤字幅は拡大傾向にあるということでございます。

○小貫委員

開業からの累積赤字はどうなっていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

J R北海道は平成28年度、2016年度から新幹線の分の収支を公表しておりまして、2016年度から2021年度までの6年間の合計額としては、マイナス634億9,000万円となっております。

○小貫委員

この分は結果的にはどなたが負担するのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

今のところはJ R北海道本体、会社全体としての赤字の一部という形になっております。

○小貫委員

赤字の一部ということで、そこから多分延伸になれば、黒字になるからという話があるかと思ったのですが、そこまでは展望が持ていないというお話だったと思います。

赤字がこうやって拡大していて、しかも今、北海道新幹線の建設費が増大しているという報道がありますけれども、工期も伸びる、そうなってくると、J R北海道の赤字もさらに拡大していくということで、その一方で、昨日取り上げたように、在来線の切捨てというのが行われているわけですから、やはり市は、札幌延伸で効果を上げると言っているけれども、その前に、私はこんな新幹線の工事というのは一旦中止すべきだと申し述べまして、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○横尾委員

◎東京事務所について

東京事務所について伺います。情報化の進展や自治体の財政危機、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがありまして、東京事務所を取り巻く環境というのは大きく変わっているというところからの質問をさせていただきたいと思います。

まず、小樽市で設置している東京事務所の設置の目的について、お示してください。

○（総務）秘書課長

東京事務所の設置目的についてですが、中央諸官庁との連絡を密にすることにより、本市行政の円滑な運営を期するため、総務部に小樽市東京事務所を置いております。

○横尾委員

次に、規則では、事務所に所長及び必要な職員を置くとなっておりますけれども、職員の体制についてはどのようなものでしょうか、お示してください。

○（総務）秘書課長

小樽市東京事務所の職員の体制についてですが、職員1名となっております。

○横尾委員

次に、東京事務所の業務内容について、お示してください。

○（総務）秘書課長

小樽市東京事務所の業務内容についてですが、所管事務で申し上げますと、行政に関する情報及び資料の収集についてのこと、企業誘致及び観光宣伝のための情報及び資料の収集についてのこと、物産の販路拡大、地場産業の受注機会の拡大及び港湾の周知宣伝のための情報並びに資料の収集についてのこと、中央諸官庁及び関係諸団体との連絡についてのこと、市長が必要と認めたこと、これらの業務を行うために、小樽市東京事務所を設置しております。

○横尾委員

情報収集、資料の収集というのが多いと感じました。

この業務の内容に沿って、令和3年度の事務執行状況説明書に東京事務所の業務実績が掲載されていますが、令和3年度も含めて、過去3年間の実績をお示してください。

○（総務）秘書課長

事務執行状況説明書における過去3年間の実績についてですが、行政関係情報及び資料の収集については、各省庁や国会議員などから得た政府関係予算等の情報の収集などでありまして、令和元年度が187件、令和2年度が60件、令和3年度が49件であります。

企業誘致及び観光宣伝のための情報及び資料の収集につきましては、企業訪問や観光パンフレットの配布などでありまして、令和元年度は224件、令和2年度は24件、令和3年度は140件であります。

物産の販路拡大、地場産業の受注機会の拡大及び港湾の周知宣伝のための情報並びに資料の収集につきましては、小樽物産のあっせんや港湾関係のPR活動などでありまして、令和元年度が95件、令和2年度が80件、令和3年度が13件であります。

中央諸官庁、関係団体との連絡につきましては、中央省庁や国会議員、自治体などの訪問件数などでありまして、令和元年度は258件、令和2年度は150件、令和3年度は140件であります。

その他市長が必要と認めたことにつきましては、移住関係業務の補助、会議等への市長代理出席などでありまして、令和元年度が69件、令和2年度が30件、令和3年度が41件であります。

○横尾委員

業務内容を先ほど確認しましたけれども、情報及び資料の収集についてというのが主になっていましたけれども、今の実績の中で説明された内容を聞くと、パンフレットを置いてきたなどという話がありますと、これは逆に情報を発信してきているというような内容になりますけれども、資料や情報の収集だけではなく、情報の発信も行っているのではないかと思います。いかがですか。

○（総務）秘書課長

小樽市東京事務所が得た情報や資料につきましては、担当部局へ情報の提供を行っております。

○委員長

今の質問は、発信する業務も執り行っているのではないかという趣旨だと思いましたが。

○（総務）秘書課長

発信を行っております。

○横尾委員

あと、東京事務所の住所ですけれども、千代田区永田町ですので、国会や衆議院・参議院の議員会館も近い立地となっていますが、先ほどもあったとおり、地元選出の国会議員などへの要望活動だとか、小樽市の情報提供なども行っているということでよろしいのでしょうか。

○（総務）秘書課長

地元選出の国会議員への小樽市の情報提供や要望活動なども行っております。

○横尾委員

あと、先ほどの中でも少しあったのですけれども、今、東京事務所を設置している自治体では、地方創生など人口減少対策の一環として、移住・定住施策に関する活動の一翼も担うようになってきているとありますけれども、業務内容としてはここに載っていなかったのですけれども、先ほどの実績の説明では入っていたのですが、そちらの業務を行っているということによろしいでしょうか。

○（総務）秘書課長

首都圏におきまして、小樽市が参加する移住・定住施策に関する活動が行われた際には、補助業務として業務を行っております。

○横尾委員

これで実態がある程度つかめました。

実績について、令和元年度、令和2年度、令和3年度ということで、令和元年度が合計で833件だったのですけれども、令和3年度になると383件となっていました。かなり変動があるのですけれども、この件数と増減に関する見解をお示してください。

○（総務）秘書課長

実績につきましては、従来その年の業務活動の内容によって変動はあるものでありますが、特に令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年度に比べ実績値が少なくなったものと考えております。

○横尾委員

他都市の動向が気になるのですけれども、道内10市がよく比較されますけれども、こちらの東京事務所の設置状況はどのようになっていますか。

○（総務）秘書課長

現在、道内10市で東京事務所を設置している市は、札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市、小樽市の6市となっております。

○横尾委員

それでは10市の中ではやっていないところもあるけれども、小樽市は設置されて進めているということで確認させていただきました。

東京事務所による情報収集の目的というのは、私が思うに、中央省庁の動きをいち早く察知して、本庁、小樽市に伝えるということで、国はどのような制度変更を検討しているのかなど、どのような施行を講じようとしているのかという情報を収集して、できる限り早く伝えるということも考えられて、人を設置していると思うのですけれども、そういった機能は今も働いているのでしょうか。

○（総務）秘書課長

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中央省庁への訪問など外勤自体が難しい状況が続いていたことや情報化の進展により、以前に比べ紙ベースでのやり取りが減っていることから、情報収集などの機能が働きづらい状況になりつつあるものと考えております。

○横尾委員

せっかく東京事務所に人を配置されていますので、例えばほかの地域、他都市の東京事務所の方もいると思いますので、そういう機会を活用して他都市との連携や協力、そういったこともできると思うのですけれども、そういったことは現在行ったりしているのでしょうか。

○（総務）秘書課長

都市東京事務所長会例会や北海道との意見交換会への出席のほか、道内都市東京事務所と連携して、地元の食材

を使った食堂フェアを開催するなど、他都市との連携・協力を図っております。

○横尾委員

次に、石狩湾新港地域の企業誘致などでも競合することもある石狩市でも、東京事務所を設置していると聞いておりますけれども、インターネットで探すとその活動状況を確認することができました。外勤の件数として、令和3年度は年間延べ1,076件、オンラインの会議などは130件、2年度は年間809件、オンラインは161件、元年度は年間918件という外勤の件数をされていたそうです。

内容は様々違いがあると思うのですが、なかなか他都市の状況を確認するということも比較することもないと思いますが、このような結果についてはどのように感じますか。

○（総務）秘書課長

東京事務所の設置目的や人員配置、活動の違いなどにより、他都市の状況と違いは出てくるものと考えております。

○横尾委員

状況は違えど、件数としては外勤だけの件数ですので、かなり違うのかと思っています。

先ほど言いましたけれども、情報化の進展や自治体の財政状況、新型コロナウイルス感染症の影響も先ほどもお聞きしましたけれども、やはりあるという中で、小樽市における東京事務所の位置づけを明確化すること、自治体間の連携を構築すること、市民との関係強化がこれから必要になってくるのかと思っております。

東京事務所を設置し、職員を配置しているという小樽市としての東京事務所を設置している意義というものはどうのように今考えていらっしゃいますか。

○（総務）秘書課長

設置の目的と同じ内容となりますが、中央諸官庁との連絡を密にし、本市行政の円滑な運営を期することと考えております。

○横尾委員

それだけであれば、オンラインなどそういったもので済むというふうなお話になってしまいますけれども、そういったところ、その意義しかないということなのでしょうか。

○副市長

今いろいろ事務分掌上のお話で秘書課長が答えていますが、私も東京事務所にいたことがありまして、一番は人と人がしっかり面談して、ネットワークをつくることだと思っております。それは省庁の情報にしても、今は紙ベースで出てこないの、インターネットでいいのですけれども、その前の段階の情報というのは、やはり担当の人とお話をして、そこから得る。また、北海道出身の人や小樽市出身の人、そういうところのネットワークを生かす、それが一番大切だと思っております。

○横尾委員

副市長が言うとおりの、オンラインになったからこそ、人と人とのつながりをつくるというのが逆に優位に立てる可能性があるのかということで、私は非常に東京事務所の機能というか、そういったものを生かせる、これから新たに設置するのではなくて、今あるものをどう生かしていくかという視点がとても大切かと思っております。

東京事務所なのですから、所在地は先ほど言っていたように永田町なのですから、北海道市長会が同じ建物の中にあつたりしますし、他都市においても永田町や麴町、赤坂というように国会や霞が関から至近のエリアに所在する事務所が実際に多いのですけれども、今、帯広市や石狩市は新橋、札幌市は有楽町など日比谷、丸の内、神田といったエリアに所在するものも増えてきていると聞いております。

これは、行政的な連絡・調整のみならず、営業活動を行うようなために便利な交通アクセスの優れた地域に立地するという事務所も増えているそうなのですけれども、情報発信を新たな活動意義として認識し始めている東京事

務所があるということと、シティプロモーション、観光・物産のPRの必要性が年々高まってきているからということですが、小樽市が今、永田町にある立地条件について、改めて見解をお示してください。

○（総務）秘書課長

小樽市東京事務所の所在地は、中央省庁や国会議員会館、多くの他都市東京事務所へ徒歩圏内で移動ができ、また最寄り駅が近く、移動のしやすい立地であることが一つの条件と考えております。

○横尾委員

改めてそういう優位性というのも確認していただきたいと思って質問させていただきました。

東京事務所の課題として挙げるのであれば、市民に事務所の活動やその成果が見えにくいことではないかと思っております。

財政状況の面からも、必要なか、必要ではないのかという話になってくるものがよくあると思うのですが、先ほどの事務執行状況説明書には、所管事務の文言でしか示されておりませんでした。これも中身を見ると、先ほど言った人と人のつながりの外勤なのかどうなのかも分からないですし、人を配置しているメリットが見えないという部分では、市民との連携を強化するなど、市民の理解を深めてもらうという部分には、もう少し具体的な業務を載せていかなければならないのではないかと思うのがまず1点と、活動についての情報発信もされていませんで、ホームページでの紹介やSNSなどで発信することも必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）秘書課長

小樽市東京事務所における活動についての情報発信の方法などについては、今後検討してまいりたいと考えております。

○横尾委員

最後になりますけれども、今まで確認してきたとおり、東京事務所の役割は当初の設置目的以上に変化してきている。どこかでしっかりと目的を明確にしていくことが大事かと思えます。

例えば、小樽の首都圏における情報発信収集基地拠点といったように、そこに行けばオンラインで小樽市役所の担当員と話すことが簡単にできるというようなものとか、そういったものを明確にしていくことなど、既に設置している優位性を生かしていただきたいと思いますが、最後にその見解をお聞かせください。

○（総務）秘書課長

観光や移住のPRの強化など、今後設置の優位性をさらに生かせるよう検討してまいりたいと考えております。

---

○秋元委員

◎放課後等デイサービスについて

初めに、放課後等デイサービスについて質問します。

放課後等デイサービスとはまずどういう事業なのか、説明をお願いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

放課後等デイサービスでございますけれども、児童福祉法に規定されてございます。内容ですけれども、幼稚園及び大学を除く学校に在学している障害児に対しまして、放課後や長期休み等に施設に通わせて、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供するものとされてございます。

○秋元委員

放課後等デイサービスを利用するまでの流れについて説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

流れについて説明させていただきます。まず、利用者の方は、障害児相談支援事業所に利用について相談してい

たきます。どこに相談していいかわからない場合には、市役所の福祉総合相談室の障害福祉グループでも相談を受け付けてございます。相談を受けました障害児相談支援事業所では、利用者の保護者から利用を希望するサービスの種類、利用回数などを聞き取っていただきまして、障害児支援利用計画案を作成、定期的な障害児相談利用計画の見直しやサービス事業者との連絡調整などを行っていただきます。

次に、利用したいサービスの種類や利用回数などが決まりましたら、市役所の福祉総合相談室の障害福祉グループに必要書類を提出していただきまして、申請していただくことになります。

次に、小樽市では、障害児支援利用計画案等を基に支給決定を行いまして、決定通知書及び受給者証を利用者に交付いたします。

最後に、利用者とサービス提供事業者との間で利用契約を締結していただきまして、サービスの利用が開始するという流れになってございます。

#### ○秋元委員

そこで、障害児相談支援事業所に相談するというお話でしたけれども、まず、相談数ですとか、サービス利用者数、また事業所数の推移、事業費を直近3年でお聞かせいただけますか。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

初めにお尋ねのございました障害児相談支援事業所への相談件数でございますけれども、こちらは直近の令和3年度の件数でお答えさせていただきたいと思います。

相談件数でございますけれども、小樽市が相談支援業務を委託しております七つの事業所と小樽市が設置してございますこども発達支援センター及び小樽市さくら学園、合計9か所での相談の合計数となりますけれども、令和3年度は494件となっております。

また、令和3年度の利用者数でございますけれども、児童発達支援、これは未就学の児童の通う施設でございますが217名、就学されている子供、小学生・中学生・高校生ですけれども、放課後等デイサービスが263名、合計しまして480名、これはそれぞれ令和3年度の数字でございます。

直近3か年ということでございますけれども、令和元年度と2年度の数値は今持ち合わせてございませんので、後からお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、令和元年度から3年度までの放課後等デイサービス事業所数の推移でございますが、令和元年度が13か所、2年度が15か所、3年度が19か所となっております。

最後に、放課後等デイサービスに係る事業費の3年間の推移でございますけれども、100万円単位でお知らせいたしますと、令和元年度が約2億1,300万円、2年度が約2億4,200万円、3年度が約2億8,600万円となっております。

#### ○秋元委員

国の調査なども見ましたけれども、やはりこのニーズが広がっている、増えているという報告がありましたけれども、小樽市も同様に増えているのだと感じました。

そこで、保護者からの聞き取りを経て、障害児支援利用計画案の作成をするということなのですが、作成までに要する期日は最短、最長でどのくらいか。また、相談員の人数と必要な資格、また十分な相談体制が現在市では整っているかどうか、これについてはいかがですか。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

初めに、保護者から障害児相談支援事業所に相談がありまして、聞き取りを経て障害児支援利用計画案の作成までに要する期間につきましては、小樽市で設置してございます、こども発達支援センターでの例で御紹介いたしますと、最短では1週間程度、最長ですと、利用する事業所がなかなか決まらないですとか、事情がある場合には、数週間程度かかることがあるものと伺ってございます。

市内の事業所の相談員の人数と必要な資格、相談体制についての御質問でございましたけれども、まず相談員の人数でございますが、先ほどもお話ししましたけれども、小樽市が障害児の相談業務を委託しております市内の民間の7か所の事業所と小樽市が設置しております、こども発達支援センターとさくら学園の合計9か所の人数でお答えさせていただきますと、合計で31名の相談員が在籍してございます。

障害児の相談支援員の業務を行うには、相談支援専門員という資格が必要となってございますけれども、この31名の職員については、全員が相談支援専門員の資格を持っているものと把握してございます。

相談体制が十分か否かという御質問なのですけれども、年々利用者は増えてきてまして、事業所にお話を伺いますと、相談員1人当たりの持ち件数というのが増えてきているので、業務量がだんだん増えてきて、計画をつくるのも負担が大きくなっているというようなことはお話を伺ってございます。

#### ○秋元委員

先ほど計画の定期的な見直しについてというお話がありましたけれども、定期的な計画の見直しについて、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

計画の見直しでございますけれども、モニタリングというふうに呼んでございますけれども、厚生労働省から障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等についてという通知が出てございます。この中で回数ですとか、モニタリング期間が定められてございます。

この通知によりますと、市町村が障害児相談支援事業者からの提案を受けまして、その上で障害児の置かれている環境ですとか、障害児の心身の状況ですとか、生活全般の解決すべき課題等を勘案いたしまして、一定期間集中的に支援を行うことが必要とされている方、同居されている家族が障害や病気を抱えていらっしゃる、家庭と障害児通所支援事業所の連絡がなかなか難しい方というのは、毎月モニタリングを行いなさいということが定められております。それ以外の方につきましては、6か月ごとにモニタリングを行うというようなことが定められてございます。

#### ○秋元委員

サービスを利用するまでの流れの中で説明いただいたのですが、福祉総合相談室に必要書類を提出、申請してから支給決定され、受給者証が交付されるということでありましたけれども、それまでにかかる期間ですとか、これも先ほど伺いましたけれども、支給決定、受給者証の交付までにかかる期間は最短、最長でどのくらいでしょうか。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

福祉総合相談室に申請書類が提出されてから、交付決定、受給者証の発行にかかる日数でございますけれども、最短では3日程度、最長ですと、例えば市外から転入された方で、その市町村から課税情報などを取り寄せるような場合には日数がかかるのですが、最長では2週間程度かかることもあるというふうに伺っております。平均では1週間程度で受給者証を発行できるというように考えております。

#### ○秋元委員

ほかの自治体などを見ますと、受給者証を交付される前にサービスを利用されるようなケースもあると伺っておりますけれども、小樽市では状況によっては、受給者証を交付する前にサービスを利用されるようなケースというのはあるのか。また、そのようなことはできるのでしょうか。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

障害児通所支援というのは公的なサービスですので、原則としては支給決定をして、受給者証が発行されてからの利用となります。

ただ、いろいろ家庭によっては早く使わなければいけないというような事情ですとか、児童相談所が絡むような

複雑な案件につきましては、最短で受給者証を発行ということは対応したりはしているところでございます。

○秋元委員

基本的に市としては受給者証を発行してからでなければ、サービス利用はできないということではないですか。

次に、利用者と事業者間で契約を締結するということですが、利用者の方々はどのように事業者を選んでいるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

利用者が事業所を選ぶ場合、一番一般的なのは、利用者から障害児相談支援事業所に希望を伝えまして、障害児相談支援事業所から利用者の家庭の地理的な条件ですとか、事業所が送迎しているかどうかですとか、いろいろな事業所が特色ある活動を行っていますので、事業所の特色ですとか、空き状況も必要ですし、児童の障害特性など総合的に勘案いたしまして、障害児相談支援事業所から複数の事業所を紹介されることが多いというふうに伺っております。その中で、利用者が事業所を見学されて、子供の状況に一番合う事業所を選択していただいているものと考えております。

○秋元委員

そこで大事になるのが、市として市内にある事業所の状況を把握しているかどうかということだと思うのですが、利用者の方と事業者の契約がスムーズに進むように、市内の障害児相談支援事業所や、障害児通所支援事業者の利用状況ですとか、空き情報などの情報を現時点で市では押さえていらっしゃるでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

御質問のありました障害児相談支援事業所の空き状況ですとか、利用状況ですが、こちらについてはリアルタイムで把握はできてはございません。

また、障害児通所支援事業所の利用状況と空き状況ですが、事業所の方にお話を伺いますと、定員がいっぱいのところが今多くなっているというお話は伺っていますが、具体的にどこの事業所に空きがあるですとか、どこが定員がいっぱいですとかというのは、リアルタイムでこちらも押さえてはございません。

○秋元委員

私も以前、相談を受けたケースでは、やはり先ほどお話がありましたけれども、結構サービスを利用するまでに日数がかかるということで、相談する方というのは結構ハードルが高いのだというお話でした。障害を持っている子供などを抱えて、相談するべきかどうかというのを悩んだ結果、何とか勇気を振り絞って相談するのだけれども、そこから時間がかかってしまうというお話がありました。今その状況を伺ったのですけれども、市としてリアルタイムで様々な事業所の状況を押さえていないというお話でしたけれども、今後の課題として、市としてどのように考えていらっしゃいますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今、委員から、市民の方からなかなか利用ができないというお話があることを伺いましたが、本市におきましては、年々放課後等デイサービスの利用者が増えてきてございます。そんな中で、一部の事業所では定員がいっぱいになりまして、新規の受入れがなかなかできない、受け入れるにしても時間がかかるというのは、委員がおっしゃるとおりあるというふうには認識してございます。これが小樽市における放課後等デイサービスの課題ではないかと思っております。

また、全国的には、令和3年10月に厚生労働省から、放課後等デイサービスの関係の報告書が出されまして、その中では、事業者の中には、見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合ですとか、学習塾のような学習支援のみを行うなど、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できないような事業者も見受けられるなど、また、利用者の年齢に応じてどのような支援を行うかは、各事業所に任せきりになっておりまして、統一的な運営指針が定められていないなど、いろいろな課題が報告書の中には記載されていたもの

と考えております。

#### ○秋元委員

発達に障害がある方ですとか、特性のある子供が質の高いサービスを受けられるように、ぜひ市として頑張りたいと思います。

今、言われた国としての押さえている課題も、私も読ませていただきましたけれども、しっかりとその部分も含めて対応いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎児童虐待について

次に移ります。

家庭児童相談等の相談件数の児童虐待の定義について、まず説明いただけますか。

#### ○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待ですが、児童虐待の防止等に関する法律にて四つに分類されて定義されてございます。

一つ目は、殴る、蹴る等の暴力等により体に傷を負わせる、生命に危険を及ぼすような行為である身体的な虐待。

二つ目につきましては、児童にわいせつな行為をすることやわいせつな行為をさせる行為などの性的虐待。

三つ目は食事を与えない、重大な病気になっても病院などに受診させないなど、心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子供への安全な配慮がなされていない行為の養育の放棄、これはネグレクトとも呼ばれております。

四つ目は、著しい暴言や拒否的な態度などによって子供に心理的な傷を負わせる行為の心理的虐待の以上となっております。

#### ○秋元委員

市に相談ですとか通報があった場合の対応とその流れについて説明いただけますか。

#### ○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待の疑いについて相談・通報があった場合につきましては、相談・通報時に必要となる事項をまず聞き取りまして、過去の相談歴や関係機関からの必要な情報をまず収集いたします。その後、会議等において、調査方法や緊急性の判断等を行いまして、初動方針を決定いたします。これにより、児童の心身の安全が守られているか、安全確認を行うため、通報から48時間以内に保護者や関係機関に調査を実施することとなっております。緊急性が高いと判断される場合につきましては、警察や児童相談所へ通告し、対応を依頼いたします。

調査結果を踏まえまして、支援方針を決めまして、継続した支援が必要である場合は、関係機関等で構成される要保護児童対策地域協議会において情報共有等を行いながら、継続的に相談訪問等による支援と指導を行っているところでございます。

#### ○秋元委員

児童虐待の相談件数についてなのですけれども、令和3年度は128件ということで、多いと感じたのですけれども、直近5年間の相談件数の推移はどういう状況でしょうか。

#### ○（こども未来）こども家庭課長

本市における児童虐待に係る相談件数ですけれども、平成29年度で92件、30年度で122件、令和元年度で108件、2年度で93件、3年度で139件となっております。

先ほど申し上げました128件は、そのうち虐待と認められた件数となっております。

#### ○秋元委員

139件のうち128件が認定されたということなのですね。

今、相談件数の推移を伺いましたが、このうち児童虐待の定義の分類別に当てはめた場合にはどのようなのでしょうか。

### ○（こども未来）こども家庭課長

虐待の分類別の件数ですが、身体的虐待につきましては、平成29年度で30件、30年度で22件、令和元年度で18件、2年度で13件、3年度で25件となっております。

性的虐待は、平成29年度で1件、30年度で2件、令和元年度で1件、2年度でゼロ件、3年度でゼロ件となっております。

養育放棄いわゆるネグレクトにつきましては、平成29年度で6件、30年度で17件、令和元年度で2件、2年度で7件、3年度で24件となっております。

心理的虐待につきましては、平成29年度で55件、30年度で76件、令和元年度で82件、2年度で67件、3年度で79件となっております。

### ○秋元委員

過去の状況から、国では相談が多い件数が心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっていましたけれども、小樽市でいった場合、国と同じような状況なのでしょうか。

### ○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待の発生状況につきましては、直近5年の状況を踏まえますと、年度により増減というのはございますけれども、おおむね横ばいの件数となっております。

内訳としましては、心理的虐待の割合が高い状況が継続しております。主な理由としては、子供の前で保護者同士が暴力的な言動をする等のいわゆる面前DVと言われている、そういった通報から、心理的虐待と判断されるケースが多いものと考えてございます。

また、直接的な因果関係は明らかにはされておられませんけれども、こうした背景には、コロナ禍におけるストレスが影響している事例というのも散見されているものと考えてございます。

### ○秋元委員

虐待が認定された後の対応として、小樽市ではどこまで関われるのかということなのですが、その後の状況などは確認したりできるのか。特に一時保護解除ですとか、家庭復帰した場合の対応については、小樽市としてはどのようにするのでしょうか。

### ○（こども未来）こども家庭課長

虐待ケースへの支援といたしまして、まず保護者に対しての面接指導ですとか、怒鳴らないで子育てをする方法をテーマにした講習を受けてもらったりなど、虐待とした後もそういった関わりを行って対応してございます。

子育てに関する悩み等についての相談なども受けながら、医療機関だとか、サービスの利用、関係機関へつなぐ等の支援も行っております。

また一時保護が解除されて、家庭に復帰するというような場合につきましては、措置機関である児童相談所と連携は図りますけれども、家庭訪問を事前に行いまして、養育環境や生活状況について確認するなどの支援を行っているところでございます。

### ○秋元委員

今の一時保護解除、家庭復帰した場合なのですが、国からは学校等及び設置者と市町村、児童相談所の間において、子供から直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子供には、関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたいとありますけれども、この辺の対応というのは、小樽市としてできているのですか。

### ○（こども未来）こども家庭課長

家庭復帰後の子供、また、その家庭に対して、当然、相談対応等をする上で連絡先等についてはお知らせしているところでございます。

○秋元委員

それは子供にということですよね、親ではなくて、子供に対してきちんとそういうのを教えている、SOSの出し方を教えているということですよね。

○（こども未来）こども家庭課長

個別のケースにおいて、例えば子供の年齢ですとか特性にもよりますが、例えば、こども家庭課の電話番号だけではなくて、身近な、ふだん周りに関わっている関係機関だとか、そういったところの連絡先や、もしくは本人がSOSを出せない場合もありますので、そういったところからの見守りというか、そういったものは継続して行われておりますけれども、全てのケースで子供にそういったものを伝えているかと言われると、そこは確認できておりません。

○秋元委員

保護者ですとか市民への児童虐待をなくすための周知といいますか、この辺については市としてどのように行っているのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待の周知につきましては、小樽市児童虐待防止対応マニュアルを作成いたしまして、小樽市のホームページに周知しているほか、11月には児童虐待防止月間といたしまして、虐待の通報や相談に関して広報おたるへの掲載、ポスターやリーフレットを市内公共施設等に配置する等の周知を行っております。

○秋元委員

市民の児童虐待への認知度といいますか、これは把握してしましたら、肌感覚になるかもしれませんが、どうでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待に対する認知度につきましては、アンケート等で正確に測ったことはございませんが、新聞やニュース等のメディアなどで取り上げられる機会も多いことから、通報等をしていただける市民の方もいらっしゃるもので、一定程度認知度はあるものと考えてございます。

○秋元委員

最後に1点、小樽市の今後の課題を伺いたいのですけれども、今回質問させていただいたのは、先ほども言ったとおり、児童虐待と認定された件数が128件ということで、非常に多いというのを率直に感じまして、全国的にも悲惨な事件が後を絶ちませんけれども、ぜひ市としても未然防止等、また、一人一人の子供のケアに努めていただきたいという思いで質問させていただきましたけれども、最後に、小樽市の今後の課題についてお知らせください。

○（こども未来）こども家庭課長

児童虐待の対応に係る課題につきましては、近年では虐待ケースが抱えている問題というのが虐待の問題だけではなくて、家庭が抱える経済的な課題だとか、児童の持っている障害の特性だったりとか、いろいろな複合的な課題を抱えている場合が非常にあります。その支援においては、より多くの関係機関による様々な関わりが必要となってくるのですけれども、児童虐待の対応においては、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議等において、支援の方向性や内容を関係機関で共有しておりますけれども、複合的な課題に対応するためにより幅広い関係機関との連絡体制、そういったものが円滑に行われるように、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時24分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、第3回定例会議案第6号ないし議案第18号は、不認定の立場で討論をいたします。

詳しくは本会議で述べます。

2021年度は新型コロナウイルス感染症の感染が広まった年でした。そのような中でいかに市民の生活を守るのか、小樽市に求められていました。

しかし、石狩湾新港や北海道新幹線工事などの大型工事が続けられる一方で、ふれあいパスの利用制限、国民健康保険料の低所得者の保険料引上げなどを行いました。

さらには、国の社会保障削減をそのまま反映し、国民健康保険料や介護保険料での市民負担は増すばかりです。公共交通の維持についても、路線バスへの国の補助はほんの僅か。市民の移動手段を奪っています。さらに輪をかけて函館本線のバス転換を決断したのも、2021年度でした。

このように、国の悪政をそのまま反映し、大型事業を推進する一方で、市民の暮らしへの予算を削っていった2021年度各会計決算は、認めることができません。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

令和4年第3回定例会議案第6号ないし議案第18号について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも小貫副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。